

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和7年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、住登外・宛名管理システム、統合専用端末、自治体中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第23の項 番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第1市長の部(10)の項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第3項 別表第2市長の部(6)の項、(7)の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 準法定事務主務省令の表第1の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43、161及び162項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、第45条、第163条及び第164条
	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条及び第174条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉・子ども部生活福祉課
②所属長の役職名	福祉・子ども部生活福祉課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福祉・子ども部生活福祉課 〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号 TEL072-870-0473
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉・子ども部生活福祉課 〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号 TEL072-870-0473
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの真正性の確認、利用事務における登録事務については、申請者からの提供を原則とし、人為的な作業にあたっては2名以上の職員で対応している。また、住基ネット照会を行う場合については、4情報または住所を含む3情報による照会を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>特定個人情報を取り扱う可能性のある職員は年に1度研修を受ける体制を構築している。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	課長 河野 剛	課長 藤田 正登	事後	平成30年4月1日付で人事異動に伴う変更。
令和1年6月28日				事前	再実施
令和6年1月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 【具体的内容】 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	変更箇所に対する整合性の確認に時間を要したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバーシステム	生活保護システム、団体内統合宛名システム、 統合専用端末、自治体中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	変更箇所に対する整合性の確認に時間を要したため
令和6年3月18日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一15の項 番号法第9条第2項	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条6号 ・番号法別表第1第15の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平26年内閣府・総務省令第5号)(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15条 <p>3. 大東市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第1 事務欄(4) ・別表第2 事務欄(6)および(7) <p>4. 大東市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条 ・第13条 ・第14条 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法別表第二第26の項 (情報提供) 番号法別表第二第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 番号法第19条第9号	(情報照会) 1. 番号法 ・第19条第8号 ・別表第2第26の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第19条 (情報提供) 1. 番号法 ・第19条第8号 ・第19条第9号 ・別表第二第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 2. 別表第二省令 ・第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2及び第59条の3	事後	変更箇所に対する整合性の確認に時間を要したため
令和6年1月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者	500人未満 令和1年6月1日	500人以上 令和5年10月31日	事後	変更箇所に対する整合性の確認に時間を要したため
令和6年1月1日	8.監査 実施有無	[]自己点検	[○]自己点検	事後	変更箇所に対する整合性の確認に時間を要したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	<p>I 関連情報</p> <p>1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>①保護の実施に関する事務</p> <p>②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務</p> <p>④保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>⑨保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</p> <p>4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	<p>生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>①保護の実施に関する事務</p> <p>②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務</p> <p>④保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>⑨保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>⑪医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</p> <p>4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	事前	<p>独自利用事務から準法定事務への移行による修正</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第23の項 番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第1第4の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項 別表第23の項 番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第1市長の部(4)の項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第3項 別表第2市長の部(2)の款(4)の項、(6)の款(3)の項、(7)の款(8)の項、(8)の款(3)の項、(9)の款(3)の項及び(4)の項、(10)の款(4)の項及び(5)の項、(11)の款(4)の項及び(5)の項、(12)の款(3)の項及び(4)の項、(13)の款(3)の項及び(4)の項、(14)の款(2)の項、(15)の款並びに(16)の款 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ※令和7年6月～ 準法定事務主務省令の表第1の項	事前	独自利用事務から準法定事務への移行による修正
令和7年3月3日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である] 判断の根拠 マイナンバーの真正性の確認、利用事務における登録事務については、申請者からの提供を原則とし、人為的な作業にあたっては2名以上の職員で対応している。また、住基ネット照会を行う場合については、4情報または住所を含む3情報による照会を行っている。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年3月3日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 [9) 従業者に対する教育・啓発] 当該対策は十分か【再掲】 特定個人情報を取り扱う可能性のある職員は年に1度研修を受ける体制を構築している。	事後	新様式への移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月8日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③使用するシステム	生活保護システム、団体内統合宛名システム、統合専用端末、自治体中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、団体内統合宛名システム、住登外・宛名管理システム、統合専用端末、自治体中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	システム名の整理
令和7年8月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第23の項 番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第1市長の部(4)の項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第3項 別表第2市長の部(2)の款(4)の項、(6)の款(3)の項、(7)の款(8)の項、(8)の款(3)の項、(9)の款(3)の項及び(4)の項、(10)の款(4)の項及び(5)の項、(11)の款(4)の項及び(5)の項、(12)の款(3)の項及び(4)の項、(13)の款(3)の項及び(4)の項、(14)の款(2)の項、(15)の款並びに(16)の款 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 ※令和7年6月～ 準法定事務主務省令の表第1の項	番号法第9条第1項 別表第23の項 番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項 別表第1市長の部(10)の項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第3項 別表第2市長の部(6)の項、(7)の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 準法定事務主務省令の表第1の項	事後	条項の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42及び43の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条及び第45条 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条及び第174条	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43、161及び162項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条、第45条、第163条及び第164条 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条及び第174条	事後	条項の整理